瀬戸信用金庫

教育資金専用口座の「取扱期間の延長」について

平素は、瀬戸信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

令和3年度の税制改正において、「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」の一部が改正され、適用期間が2年間延長されることとなりました。

つきましては、当金庫「教育資金専用口座」の取扱期間を下記のとおり延長するとともに、同 口座に関する特約を改定いたします。

記

1. 取扱期間

	延長後	延長前
取扱期間	令和5年3月31日まで	令和3年3月31日まで

2. 改定する特約

「教育資金贈与税非課税措置に関する特約」

※改定後の特約につきましては、令和3年4月1日(木)以降、当金庫ホームページの 「各種規定(約款)」でご確認ください。

以上